

奈良県教育委員会教育長訓令第二号

教育委員会事務局  
学校以外の教育機関

奈良県教育委員会所属職員服務規程（昭和三十一年一月奈良県教育委員会教育長訓令  
甲第一号）の一部を次のように改正し、平成二十一年十二月一日から施行する。

平成二十一年十月十四日

奈良県教育委員会教育長 富岡 将人

第三条の四中「四十五分、八時間を超える場合においては「一時間」を、「一時間」に  
改める。

第四条第三項第一号中

年 休
時間

を

年 休
時間分

に改め、同項第三号中

介 休
時間

を

介 休
時間分

に改め、同項第九号中

短時間
時間

を

短時間
-----

時間分
-----

に改め、同項第十三号中

振替勤
時間

を

振替勤
時間分

に改め、同項第

十四号中

振替休
時間

を

振替休
時間分

に改め、同項第十五号中

代 休
-----

を

代 休
時間分

に改める。

附則第三項及び第四項を削る。

第二号様式（その一）及び同様式（その二）中

㊦
㊦
㊦
㊦
㊦



第五号様式の三の(表)及び(裏)中

第

を

第

に改める。